

(各教育事務所長経由)

2 教 健 第 7 9 号
令和2年4月17日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について (依頼)

令和2年4月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとの方針が発表されました。これを受け、本日、知事から一斉臨時休業を行うよう要請がありました。

本県においても陽性患者の発生が連日確認されるなど、感染拡大を抑える上で非常に重大な局面にあることから、下記のとおり対応することといたしました。各市町村教育委員会におかれましては、本依頼を踏まえ、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるようお願いいたします。

記

1 臨時休業について

(1) 県立高等学校

4月21日から5月6日までの期間を臨時休業とします。ただし、休業中も適宜、登校日を設けることができます。

(2) 県立特別支援学校

4月21日から5月6日までの期間を臨時休業とします。ただし、休業中も適宜、登校日を設けることができます。また、在籍する子どものうち、受け入れ先がない者を学校施設で受け入れることとします。

(3) 市町村立学校

4月21日から5月6日までの期間を臨時休業とすることを要請します。ただし、市町村の実情に応じて、1日程度の準備期間を設けることができます。なお、保護者が休めない場合等在籍する子どもの受け入れ先がない者については、学校施設等で受け入れることを検討してください。

2 臨時休業中の留意点について

小、中、高等学校における児童生徒への対応については、別紙のとおりです。なお、特別支援学校については、別途通知します。

(問い合わせ先	健康教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7777)
(高校教育課	主幹	箱崎	電話	024-521-7769)
(義務教育課	主幹	西牧	電話	024-521-7732)
(特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	024-521-7779)